愛南町木造住宅耐震診断

耐震改修等補助事業のご発

過去の地震で倒壊した家屋の多くが、昭和56年以前に建築された旧耐 震基準の建物でした。地震に対する住宅の安全性を高めるため、愛南町で は、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断・耐震改修工事等にかかる費用の一 部を補助します。

補助制度の概要

【対象となる住宅】

- $\frac{1}{2}$ 町内の昭和56年以前に建築された旧耐震基準の木造住宅
- 階数が2階以下で延べ床面積が500㎡以下のもの $\frac{1}{2}$
- 店舗など住宅以外の用途を兼ねるものについては、住宅の面積が半分 $\stackrel{\wedge}{\boxtimes}$ を超えていること。
- 枠組み壁工法など特別な認定を受けた工法以外のもの $\stackrel{\wedge}{\sim}$

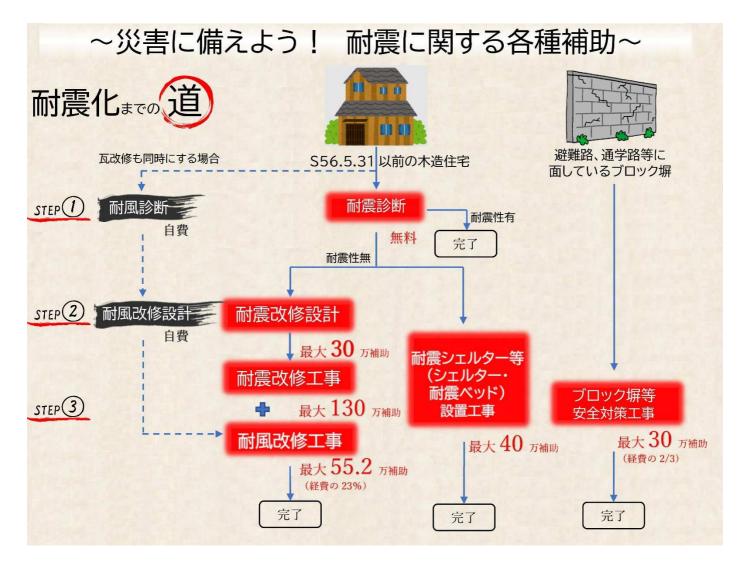
【対象者】

- 対象住宅の所有者であること。
- 町税等を滞納していないこと。









※ 補助対象者が高齢者世帯(65歳以上の高齢者のみの世帯)及び子育て世帯(世帯員に満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(特別児童扶養手当を受給又は同等の障害の程度にある児童は、20歳未満)を含む世帯)の場合は、耐震改修工事、段階的耐震改修工事、耐震シェルター等設置工事補助金の限度額にそれぞれ10万円の加算があります。

注意事項

- 注1 STEP②耐震改修設計・耐風改修設計、STEP③耐震改修工事・耐風改修工事の 申請をする場合は、<u>事前に STEP①耐震診断・耐風診断を済ませておく必要</u>があ ります。
- 注2 STEP①耐震診断・耐風診断、STEP②耐震改修設計・耐風改修設計、STEP③耐震改修工事・耐風改修工事は、それぞれ事前に申請が必要となります。
- 注3 STEP③耐風改修工事(告示基準に適合しない瓦屋根に対して、地震及び強風に対する安全性の向上を目的として実施するふき替え工事で、耐震改修工事業者が行うもの)は、耐震改修工事と併せて実施する場合のみ補助対象となります。

詳しくは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先 愛南町消防本部防災対策課 TEL 0895-72-0131